

村山市監査委員公告第 12 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 2 年 5 月 25 日

村山市監査委員 古瀬忠昭

村山市監査委員 寺崎智広

記

1. 監査の対象 議会事務局
2. 監査の期間 令和 2 年 5 月 14 日から 5 月 25 日
3. 監査の範囲 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により通知し、監査資料の提出を求め、財務諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、令和 2 年 5 月 14 日に関係職員からの説明、質疑応答を行うなどの方法により監査を実施した。
また、村山市監査基準に基づき、予算の執行状況、財務事務及び事務事業の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼に監査を実施した。
5. 監査の結果 指摘事項はなく、おおむね適正と認めた。